

五島市監査委員公表第3号

平成25年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年4月28日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

27五総第236号
平成27年 4月 1日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様
五島市監査委員 中村 康弘 様

五島市長 野口 市太郎

平成25年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成26年3月17日付25五監第517号による平成25年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

1 検討を要するとされた事項

(1) 事務処理の統一及びチェック体制の強化について

準公金の適正な管理については、公金と同様に重要であり、他の地方公共団体において準公金の盗難、紛失等の事件、事故が発生していることから、準公金に関する統一的な事務処理手続きを定め、チェック体制を強化するなど、これまで以上に、適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

【講じた措置】

平成27年2月の行政事務改善委員会、3月の例規審査委員会を経て、五島市準公金取扱事務処理規程を作成。平成27年4月1日施行となりました。

今後、各課等へ通知し周知を行い、これまで以上に職員が準公金を取り扱う際のチェック体制の強化に努めます。